

平成23年度関東女子倶楽部対抗静岡ブロック予選競技 組み合わせおよびスタート時間表

(参加者 10倶楽部 ・ 60名)

期日：平成23年6月10日(金)

場所：朝霧ジャンボリーゴルフクラブ 駿河・甲斐コース

(18ホール・ストロークプレー)

関東ゴルフ連盟

1番(駿河コース)よりスタート

| 組 | 時間 | 氏名 | 倶楽部 | 氏名 | 倶楽部 | 氏名 | 倶楽部 | 氏名 | 倶楽部 |
|---|------|--------|-------|--------|------|--------|---------|-------|---------|
| 1 | 8:00 | 徳留 康子 | 東名 | 實方 久美子 | 富士 | 平野 範子 | 浜松シーサイド | 内藤 百代 | ミオス菊川 |
| 2 | 8:09 | 新井 昌子 | 富士箱根 | 尾崎 静江 | 沼津 | 正木 智枝 | 東名 | 大高 尚美 | 浜松シーサイド |
| 3 | 8:18 | 末 江里子 | ミオス菊川 | 上野 美恵子 | 裾野 | 松尾 律子 | ギャツビイ | 谷 早苗 | 沼津 |
| 4 | 8:27 | 松原 元美 | 富士 | 笠井 久子 | 富士宮 | 鳥居 明子 | ギャツビイ | 三橋 京子 | 浜松シーサイド |
| 5 | 8:36 | 中澤 寛子 | 沼津 | 星 玲子 | 富士 | 岩永 百合子 | 裾野 | 高橋 優子 | 富士箱根 |
| 6 | 8:45 | 堂嶋 智子 | 富士御殿場 | 澤上 敬子 | 裾野 | 森 美佳子 | 富士 | 高岡 純子 | 東名 |
| 7 | 8:54 | 鎌田 清美 | 富士宮 | 細野 ハツ季 | 沼津 | 利田 佳通子 | 東名 | 山上 和子 | 富士御殿場 |
| 8 | 9:03 | 岩井 唯吏佳 | ミオス菊川 | 岩澤 眞紀子 | 富士箱根 | 小野田 節子 | 富士宮 | 井上 正子 | 裾野 |

10番(甲斐コース)よりスタート

| 組 | 時間 | 氏名 | 倶楽部 | 氏名 | 倶楽部 | 氏名 | 倶楽部 | 氏名 | 倶楽部 |
|---|------|--------|---------|--------|---------|--------|---------|--------|-------|
| 1 | 8:00 | 大村 渡支子 | 富士宮 | 塚本 晶子 | 裾野 | 飯泉 あさ江 | 富士御殿場 | 高山 久美子 | ギャツビイ |
| 2 | 8:09 | 森 澄子 | 富士御殿場 | 久保 たま代 | 富士宮 | 林 ツヤ子 | 富士箱根 | 杉本 礼子 | 富士 |
| 3 | 8:18 | 池田 純子 | 東名 | 西野 経子 | ミオス菊川 | 山本 誉子 | 富士御殿場 | 楠本 和子 | 沼津 |
| 4 | 8:27 | 山口 加津子 | 裾野 | 佐藤 さゆり | 富士箱根 | 新村 由紀 | 東名 | 金森 和子 | 富士宮 |
| 5 | 8:36 | 渡辺 雅代 | 浜松シーサイド | 藤沢 涼子 | 富士御殿場 | 高田 正子 | ミオス菊川 | 持田 裕子 | ギャツビイ |
| 6 | 8:45 | 川谷 美子 | ギャツビイ | 安原 妙子 | 浜松シーサイド | 入野 巳弥代 | ミオス菊川 | 杉山 直美 | 富士箱根 |
| 7 | 8:54 | 磯野 季余子 | 富士 | 甚川 迪子 | ギャツビイ | 福田 恵 | 浜松シーサイド | 小川 仁子 | 沼津 |

競技委員長 岩田 淳子

平成 23 年度 関東女子倶楽部対抗静岡ブロック予選競技

開催日：平成 23 年 6 月 10 日(金)

開催コース：朝霧ジャンボリーゴルフクラブ 駿河・甲斐コース

競技の条件

1. ゴルフ規則
日本ゴルフ協会ゴルフ規則とこの競技のローカルルールを適用する。
2. 競技委員会の裁定
競技委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。
3. 使用球の規格
『公認球リストの条件・ゴルフ規則付 I (c)1b』を適用する(ゴルフ規則 186 ページ参照)。
4. 使用クラブの規格
『適合ドライバーヘッドリストの条件・ゴルフ規則付 I(c)1a』を適用する(ゴルフ規則 184 ページ参照)。
5. スタート時間
『ゴルフ規則付 I(c)2』を適用する(ゴルフ規則 187 ページ参照)。
6. 競技終了時点
競技委員長の成績発表がなされた時点をもって終了したものとみなす。
7. ホールとホールの間での練習禁止
『ゴルフ規則付 I(c)6b』を適用する(ゴルフ規則 190 ページ参照)。
8. プレーの中断と再開
 - (1) プレーの中断(落雷などの危険を伴わない気象状況)については、ゴルフ規則 6-8b,c,d に従って処置すること。
 - (2) 険悪な気象状況にあるため、委員会の決定によりプレーが中断となった場合、同じ組の競技者全員がホールとホールの間にいるときは、各競技者は委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。1 ホールのプレーの途中であったときは、各競技者はすぐにプレーを中断しなければならず、そのあと、委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。競技者がすぐにプレーを中断しなかったときは、ゴルフ規則 33-7 に決められているような、罰を免除する正当な事情がなければ、その競技者は**競技失格**とする。
この条件の違反の罰は競技失格(ゴルフ規則 6-8b 注)。
 - (3) プレーの中断と再開の合図について
通常プレーの中断
：
険悪な気象状況による即時中断
：
プレーの再開
：
} 競技委員を通じて競技者に連絡する。
9. キャディー
正規のラウンド中、競技者が委員会によって指定された者以外をキャディーとして使用することを禁止する。この条件の違反の罰は『ゴルフ規則付 I(c)3』を適用する(ゴルフ規則 188 ページ参照)。

ローカルルール

1. アウトオブバウンズの境界は白杭をもって標示する。
2. 修理地は青杭を立て、白線をもってその限界を標示する。
3. 距離計測のための黄色いペイント上に球があったり触れている場合、ゴルフ規則 25-1b(i)の救済を受けることができる。
4. ウォーターハザードは黄杭または黄線、ラテラル・ウォーターハザードは赤杭または赤線をもってその限界を標示する。線と杭が併用されている場合は線がその限界を標示する。
5. 排水溝は動かさない障害物とする。
6. 人工の表面を持つ道路に接した排水溝は、その道路の一部とみなす。
7. クローズド(Closed)の標示のある予備グリーン(カラーを含む)はプレー禁止の修理地(スルーザグリーン)とし、その上に球があったりスタンスがかかる場合、競技者は、ゴルフ規則 25-1b(i)の救済を受けなければならない。**このローカルルールの違反の罰は、2打**
8. 樹木保護のための巻物施設(巻網など)はコースと不可分の部分とする。

注意事項

1. 競技の条件やローカルルールに追加、変更があるときは、スターティングホールのティーインググラウンド付近に掲示して告示する。
2. 打放し練習場においては備付けの球を使用し、スタート前の練習は1人1コイン(30球)を限度とする。
3. パッティンググリーンに著しく損傷を与えるシューズは使用禁止とすることがある。

競技委員長 岩田 淳子